

<p>①件 名</p>
<p>石巻市教育振興基本計画（案）について</p>
<p>②施策等を必要とする背景及び目的（理由）</p>
<p>【背景】 教育基本法第17条第2項の規定により、地方公共団体は、国が定める教育振興基本計画を参酌し、その地域の実情に応じ、教育の振興に係る施策の基本的な計画を定めることが求められている。これまで、本市の教育施策については、「石巻市教育ビジョン」、「石巻市生涯学習基本構想」、「石巻市スポーツ振興基本計画」、「石巻市文化芸術振興基本方針」の教育関係基本4計画を教育基本法に基づく教育振興基本計画と位置付け、様々な施策を展開してきた。しかしながら、4計画は、平成18年度から平成20年度に策定したものであり、近年の社会情勢の変化により新たに生じている教育課題に対応していく必要がある。</p> <p>【目的】 これまでの4計画に基づく取組の成果と課題を検証しながら、新たな教育課題に対応し、本市が目指す教育施策の方向性を示すため、教育振興基本計画を策定するもの。</p>
<p>③根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性</p>
<p>【根拠法令】 教育基本法（平成18年法律第120号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】 石巻市総合計画基本計画 第2章 個性と創造性豊かな未来の担い手をはぐくむまち 第5章 心ゆたかな誇れるまち 第3節 地域に対する愛着や誇りをはぐくむ 第4節 市民が個性を活かして輝ける機会をつくる</p> <p>石巻市震災復興基本計画 施策大綱1 みんなで築く災害に強いまちづくり 1 新たな防災体制の構築 (3) 防災対策の見直し 施策大綱4 未来のために伝統・文化を守り、人・新たな産業を育てる 1 未来の人を育てる (1) 学校教育・社会教育施設等の復旧・復興 (3) 子どものケアの実施</p>

④提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）	
平成27年11月 ～平成28年11月 平成28年12月 9日 12月21日	石巻市教育振興基本計画策定検討委員会（庁内組織、7回開催）、 石巻市教育振興基本計画策定委員会（市民組織、4回開催） 策定委員会会長より教育長へ計画案を提言 平成28年石巻市教育委員会第12回定例会で計画案について議決
⑤主な内容	
1 計画策定の趣旨	グローバル化の進展や少子高齢化などの社会情勢の変化の他、東日本大震災の発生など子どもたちや市民の教育を取り巻く環境の変化に対応していくため、今後5年間の教育施策の新たな指針として、本計画を策定するもの。
2 計画の位置付け	教育基本法第17条第2項に規定する教育振興基本計画として策定し、石巻市総合計画基本計画の部門別計画として位置づけする。 ※これまでは教育関係基本4計画を教育振興基本計画として位置付けてきたが、新たに計画を定めるもの。
3 計画期間	平成29年度～平成33年度（5年間）
4 計画の基本理念	学びが育む未来の担い手 心豊かなまち いしのまき
5 計画の目標	施策目標1 社会を生き抜く力の養成 施策目標2 安全に安心して学ぶための環境づくり 施策目標3 地域ぐるみで子どもを育てる環境づくり 施策目標4 豊かな地域社会を育む学習・スポーツ・文化の推進
⑥実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）	
社会情勢や教育の状況の変化に対応しながら、教育の各種施策の総合的かつ計画的な推進を図ることができる。	
⑦他の自治体の政策との比較検討	
【県内で教育振興基本計画を策定している市町】 5市6町（仙台市、多賀城市、白石市、角田市、登米市、大河原町、川崎町、松島町、利府町、大郷町、女川町）	
⑧今後の予定及び施行予定年月日	
平成29年 2月 ～3月 3月 10月	パブリックコメント実施 教育振興基本計画の決定 教育振興基本計画実施計画の策定
⑨その他	